

京都舞鶴港 バイオマス発電施設の概要

平成30年11月
京都府港湾局

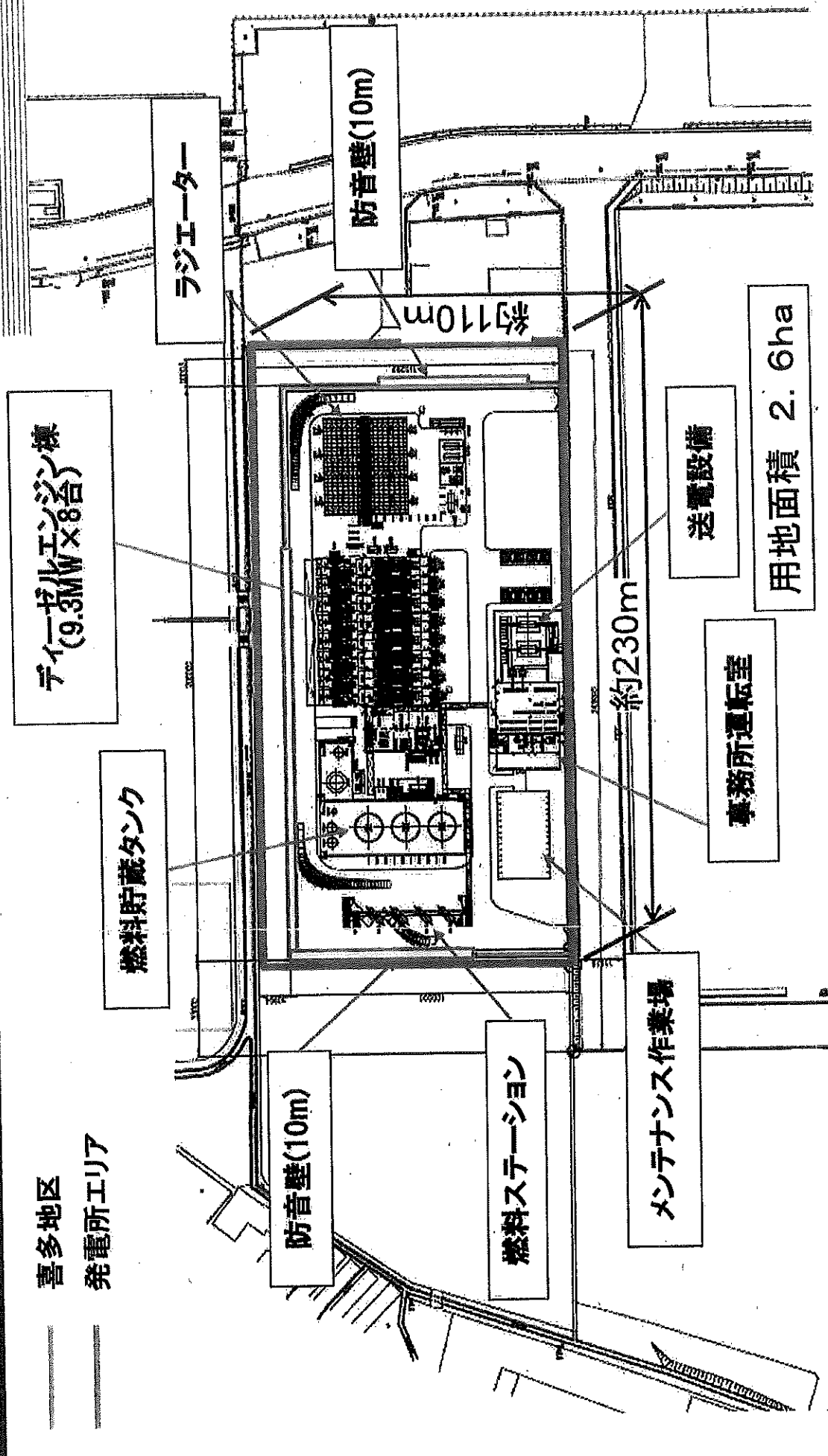
①建設予定地



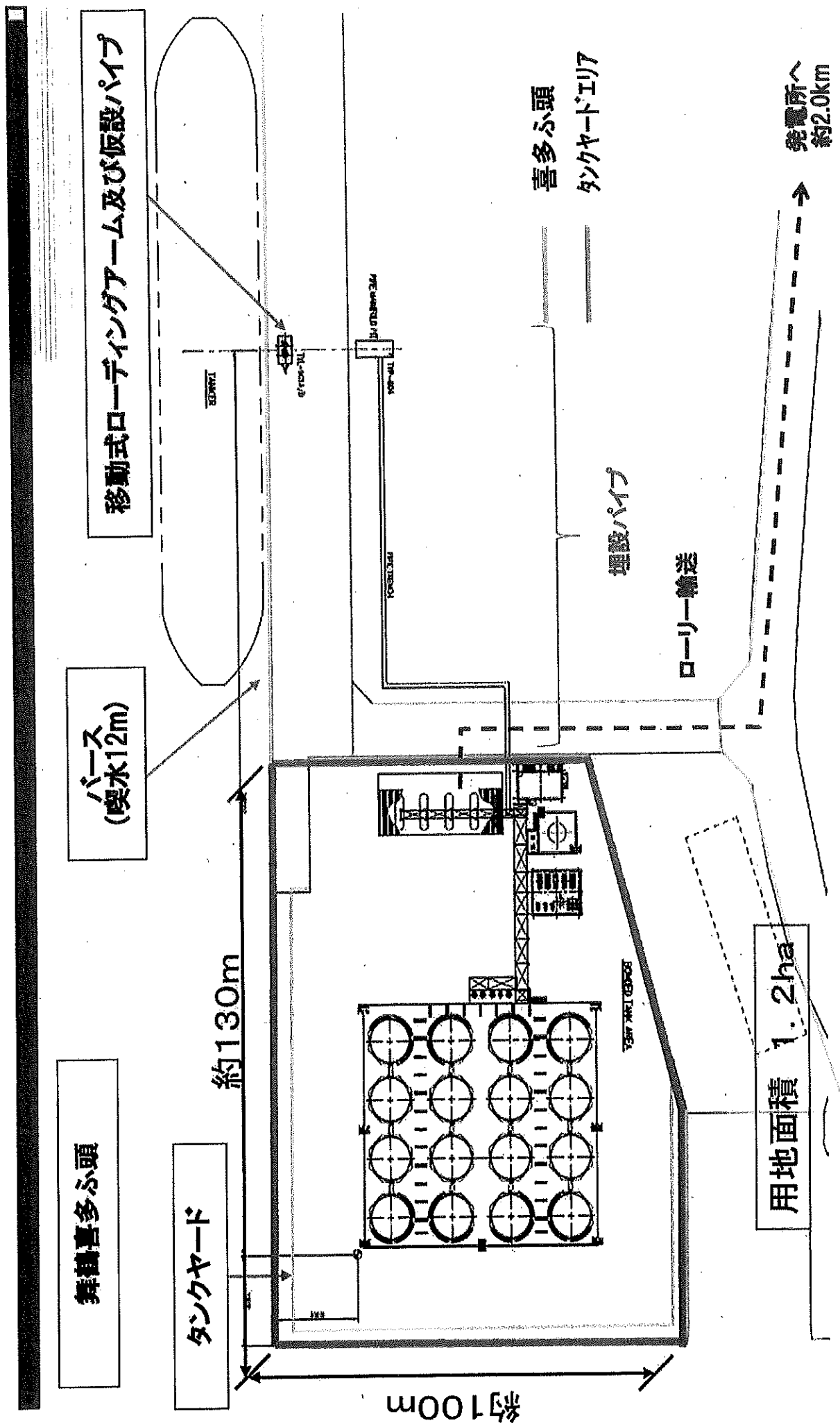
②発電所概要

- 事業者 : 民間企業A
 - 建設、運営、保守 : 民間企業B
 - 発電区分 : バイオマス発電
 - 建設予定地 : 京都舞鶴港下福井地区および喜多ふ頭
 - 主要設備 : バルチラ社製ディーゼルエンジン8台
(うち1台常用予備機)
 - 燃料 : パーム油
 - 発電端出力 : 66MW (65,590kW)
- ※一般家庭約12万世帯相当
- 年間稼動時間 : 8,500時間(保守・点検時以外連続運転)
 - 事業期間 : 20年間(固定価格買取制度事業期間)
 - 年間燃料使用量 : 約120,000トン
 - 予定雇用者数 : 発電所約20名、タンクヤード約5名、

③バイオマス発電施設配置図



④パーム油タンク基地配置図



舞鶴港港湾計画書（案）

－ 軽易な変更 －

平成30年11月

舞鶴港港湾管理者

京 都 府

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成25年10月 京都府舞鶴港港湾審議会
- ・平成25年12月 交通政策審議会第54回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成29年7月 京都府舞鶴港港湾審議会

の議を経た舞鶴港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1. 公共埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1. 土地利用計画	3

変更理由

喜多地区・下福井地区において、バイオマス発電施設の立地にあたり、公共埠頭計画及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1. 公共埠頭計画

1-1. 喜多地区（喜多ふ頭）

喜多地区（喜多ふ頭）において、バイオマス発電施設の付帯施設であるパーム油タンク基地の立地にあたり、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [既設]

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m [既設]

埠頭用地 6 ha （荷さばき施設用地及び保管施設用地）

[既設の変更計画]

既設

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

埠頭用地 7 ha （荷さばき施設用地及び保管施設用地）

土地造成及び土地利用計画

喜多地区及び下福井地区において、バイオマス発電施設の立地にあたり、土地利用計画を次のとおり計画する。

1. 土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
喜多地区	(13) 13		(15) 15	(3) 3	(3) 3	(33) 33
下福井地区	(2) 2	(19) 19	(15) 15		(2) 2	(37) 37

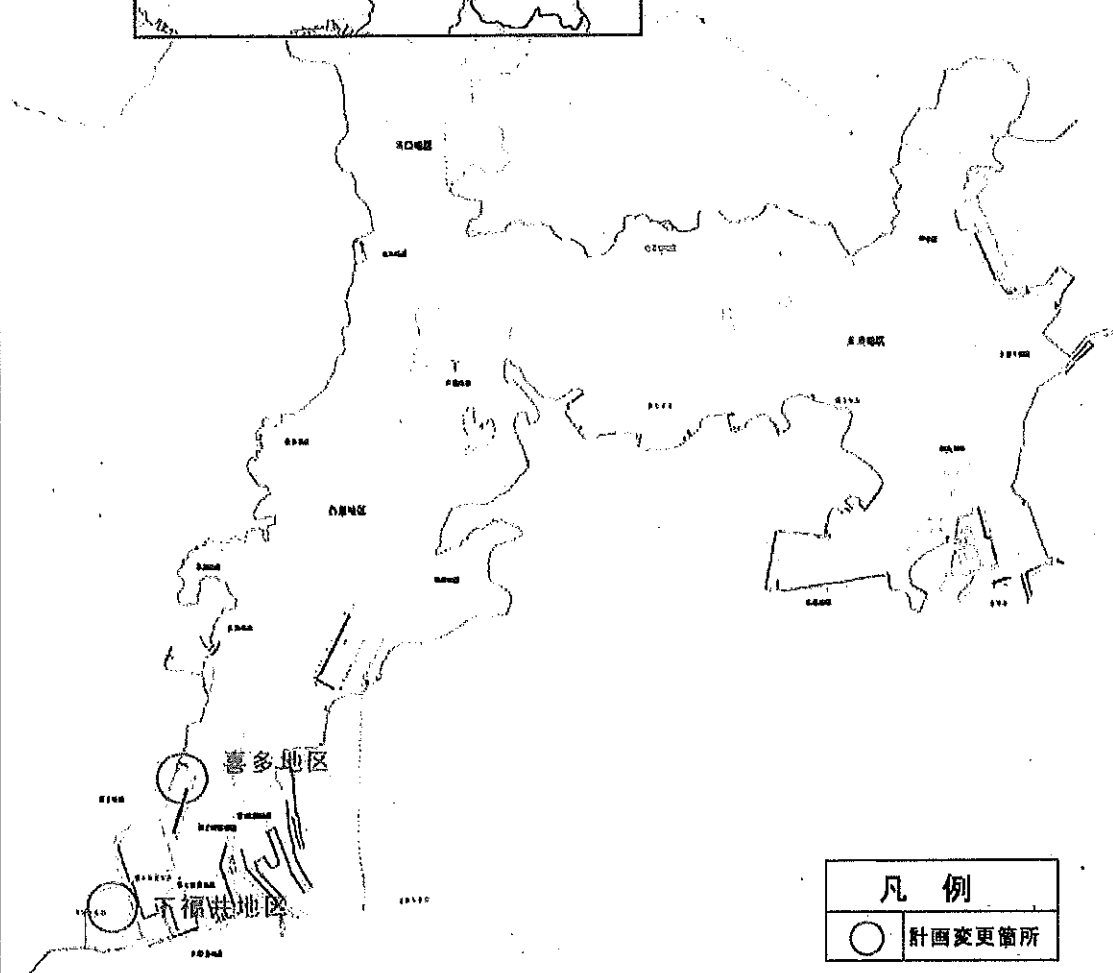
注1) () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

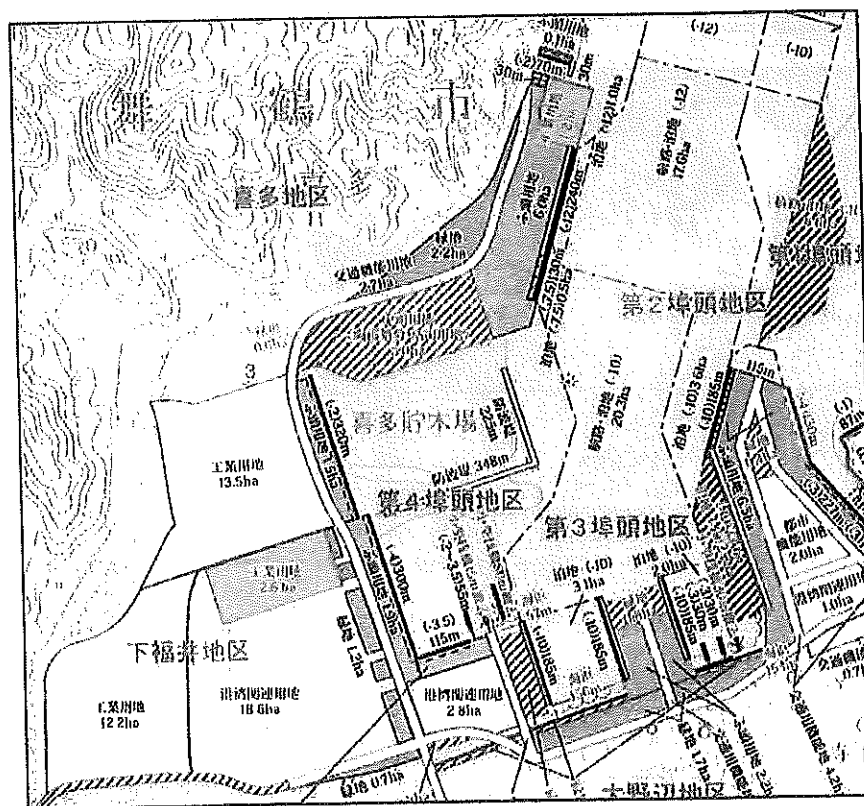
注3) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

舞鶴港港湾計画位置図

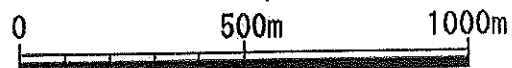
位置図



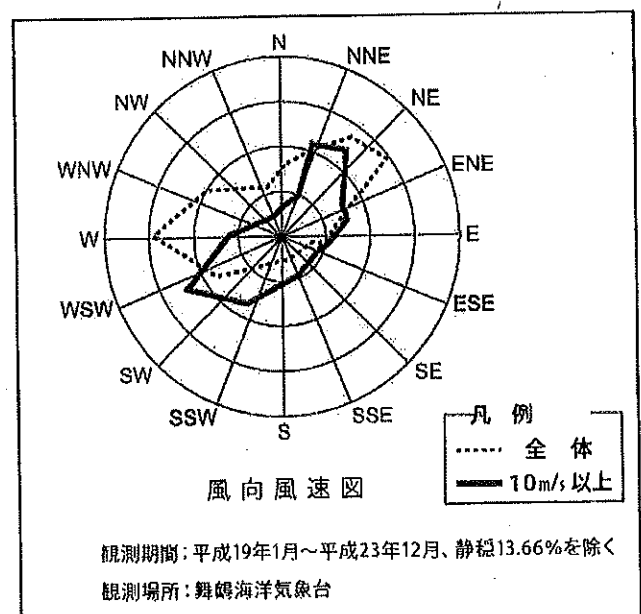
舞鶴港港湾計画図(喜多地区・下福井地区)



S=1:16,000



凡 例		
	公共岸壁	(既 設)
	公共岸壁	(既定計画)
	物資補給岸壁	(既 設)
	公共岸壁	(既 設)
	公共物揚場	(既 設)
	公共物揚場	(既定計画)
	防 波 堤	(既 設)
	小型さん橋	(既 設)
	公共船揚場	(既 設)
	航 路	(既 設)
	泊 地	(既定計画)
	臨港道路	(既 設)
	臨港道路	(既定計画)
	ふ頭用地	(既 設)
	ふ頭用地	(既定計画)
	その他の用地	(既 設)
	その他の用地	(今回計画)
	緑 地	(既 設)
	緑 地	(既定計画)
	海 浜	(既定計画)
	撤 去	(既定計画)



舞鶴港港湾計画資料（案）

－ 軽 易 な 変 更 －

平成 30 年 11 月

舞鶴港港湾管理者

京 都 府

目 次

1. 変更理由	1
2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	
2－1. 公共埠頭計画	2
3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	
3－1. 土地利用計画	3
4. 環境の保全に関する資料	4
5. その他の資料	5
5－1. 関係機関との調整	5
5－2. 京都府舞鶴港港湾審議会委員名簿	6

1. 変更理由

喜多地区・下福井地区において、バイオマス発電施設の立地にあたり、公共埠頭計画及び土地利用計画を変更する。

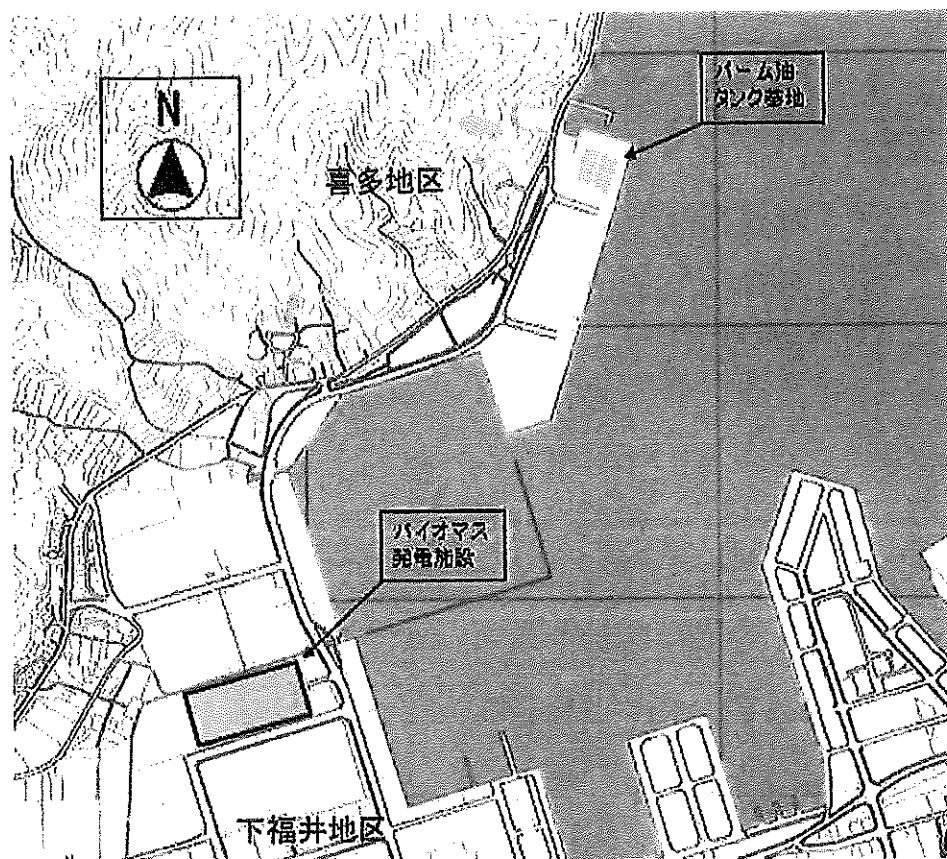


図 1-1 バイオマス発電施設位置図

2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1. 公共埠頭計画

喜多地区（喜多ふ頭）において、バイオマス発電施設の付帯施設であるパーム油タンク基地の立地にあたり、公共埠頭を次のとおり計画する。

表 2-1-1 公共埠頭計画

地区	種類	面積 (ha)	備考
喜多地区	埠頭用地（荷さばき施設用地及び保管施設用地）	6.0 [7.2]	既設の 変更計画

注 1) []内は既設である。

注 2) 今回の軽易な変更に係る施設についてのみ記述した。

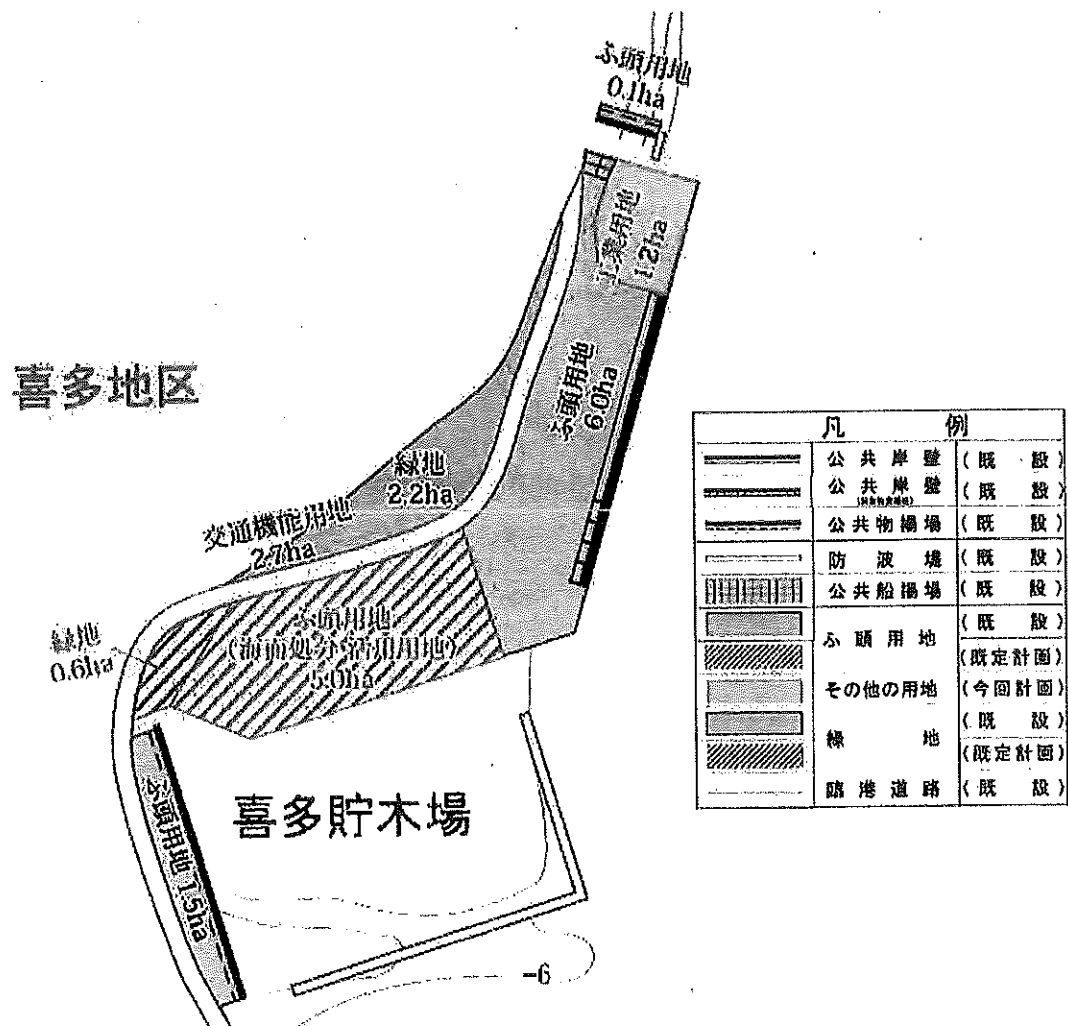


図 2-1-1 喜多地区 公共埠頭計画埠頭用地位置図

3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

3-1. 土地利用計画

喜多地区及び下福井地区において、バイオマス発電施設の立地にあたり、土地利用計画を次のとおり計画する。

土地利用計画の変更後と変更前は、表 3-1-1 及び表 3-1-2 に示す通りである。

表 3-1-1 変更後の土地利用計画

単位：ha

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合 計
喜多地区	(12.6) 12.6		(14.7) 14.7	(2.7) 2.7	(2.8) 2.8	(32.8) 32.8
下福井地区	(1.9) 1.9	(18.6) 18.6	(14.8) 14.8		(1.9) 1.9	(37.2) 37.2

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

表 3-1-2 変更前の土地利用計画

単位：ha

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合 計
喜多地区	(13.8) 13.8		(13.5) 13.5	(2.7) 2.7	(2.8) 2.8	(32.8) 32.8
下福井地区	(1.9) 1.9	(21.2) 21.2	(12.2) 12.2		(1.9) 1.9	(37.2) 37.2

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

4. 環境の保全に関する資料

今回の施設規模及び土地利用の変更は小さいことから、計画変更に伴う新たな負荷は少なく、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について、十分配慮するとともに、今回計画の実施にあたっては、工法、工期、監視体制について十分検討し、環境に与える影響を少なくするよう、慎重に実施するものとする。

また、施設の供用にあたっては、環境への影響を定期的に調査するものとし、その結果を地元自治体や周辺住民に周知するなど、環境保全対策には万全を期するものとする。

5. その他の資料

5－1. 関係機関との調整

関係機関との調整結果を巻末に添付する。

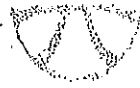
5-2. 京都府舞鶴港港湾審議会委員名簿

京都府舞鶴港港湾審議会委員名簿

任期:平成30年9月19日～平成32年9月18日

職名	選出区分	氏名	現職名
会長	学識経験者(都市・地域計画)	小谷 通泰	神戸大学大学院海事科学研究科名誉教授
会長代理	" (港湾防災)	小野 憲司	京都大学経営管理大学院客員教授
委員	" (港湾政策)	竹林 幹雄	神戸大学大学院海事科学研究科教授
委員	" (港湾技術)	間瀬 肇	京都大学防災研究所特任教授
委員	" (都市計画)	尾上 亮介	舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授
"	" (地域経済)	本田 豊	立命館大学政策科学部名誉教授
"	" (環境)	竹濱 朝美	立命館大学産業社会学部教授
"	" (観光)	矢島 正枝	ホスピタリティ研究所所長 大阪経済法科大学講師
"	" (景観)	岩井 珠恵	ヴィジュアルデザイナー
"	" (地理学)	出口 晶子	甲南大学文学部歴史文化学科教授
"	" (物流)	浦尾 たか子	京南倉庫(株)常務取締役
"	" (地元まちづくり)	伊庭 節子	NPO法人まいづるネットワークの会理事長
"	" (地元まちづくり)	阿部 美和子	舞鶴観光ガイドボランティア「けやきの会」
"	" (港湾振興)	錦織 隆	(株)舞鶴21代表取締役社長(株)日進製作所代表取締役会長
"	" (港湾利用)	小島 英利	京華産業(株)代表取締役社長
"	" (港湾利用)	入谷 泰生	新日本海フェリー(株)代表取締役社長
"	" (漁業)	西川 順之輔	京都府漁業協同組合長
"	" (倉庫業)	松本 直樹	舞鶴倉庫(株)代表取締役会長
"	" (港湾運送業)	西田 一夫	飯野港運(株)代表取締役社長
"	" (港湾労働者)	森口 一男	舞鶴港港湾労働者共闘会議議長
"	関係行政機関の長	田島 淳志	近畿財務局長(旧:美並義人)
"	"	高木 隆	大阪税関長
"	"	柏樹 悦郎	大阪検疫所長
"	"	松浦 克浩	神戸植物防疫所長
"	"	神山 修	近畿農政局長(旧:新井毅)
"	"	森 清	近畿経済産業局長
"	"	黒川 純一良	近畿地方整備局長(旧:池田豊人)
"	"	八木 一夫	近畿運輸局長(旧:坂野公治)
"	"	辻 久智	舞鶴海上保安部長(舞鶴港長)
"	"	中尾 剛久	海上自衛隊舞鶴地方総監
"	"	多々見 良三	舞鶴市長
"	"	鈴木 一弥	京都府商工労働観光部長(旧:児島 宏尚)
"	"	藤森 和也	京都府建設交通部長

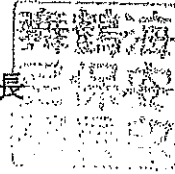
(計 33名)



八 舞 交 第 46 号
平成 30 年 11 月 5 日

京都府港湾局長 殿

舞鶴海上保安部長



舞鶴港港湾計画（案）一軽易な変更一について（回答）

平成 30 年 10 月 24 日付 30 港企第 152 号にて協議のありました標記については、
特に支障ありません。

答 申 (案)

(案)

平成30年11月14日

舞鶴港港湾管理者 京都府
代表者 京都府知事 西脇隆俊 様

京都府舞鶴港港湾審議会
会長 小谷 通泰

舞鶴港港湾計画の変更について (答申)

平成30年11月14日付け30港企第157号で諮問のあった舞鶴港港湾計画の変更について、異議ありません。

舞鶴港臨港地区分区変更について（案）

平成30年11月

京都府港湾局

1 分区変更理由

喜多ふ頭は舞鶴港における林産品を集約的に扱うとともに、木材船の大型化に対応するため岸壁・ふ頭用地等が整備され、平成7年に林産品の取扱いが円滑に行われるよう特殊物資港区に指定された。

しかし、近年の舞鶴港における木材の取扱量が減少する中、喜多・下福井地区の港湾関連用地においてバイオマス発電施設立地が検討されるにあたり、その付帯施設であるバイオマス燃料のパーム油を保管するタンク基地を喜多ふ頭に設置の予定である。設置にあたっては分区条例に基づきその用地を工業港区に変更するものである。

2 分区変更概要

(1) 分区変更に係る土地の区域

舞鶴市字喜多の一部

(2) 面積

喜多地区

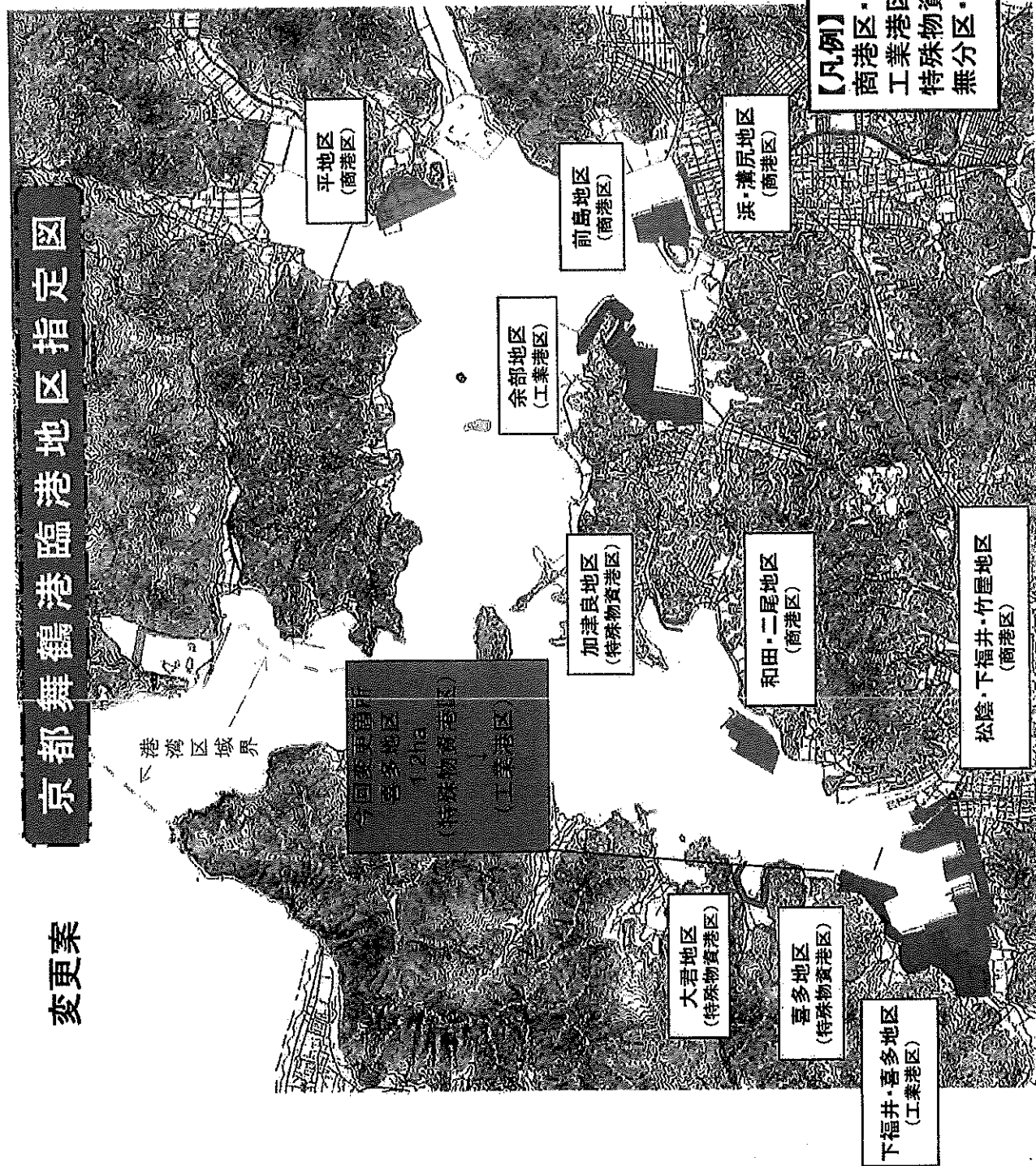
変更前	変更後	増減
特殊物資港区 10.2ha	特殊物資港区 9.0ha 工業港区 1.2ha	1.2ha 減 1.2ha 増

(3) 舞鶴港臨港地区分區別面積

(ha)				
分区名	地区名	変更前	変更後	備考
商港区	下福井	26.1	26.1	
	竹屋・松陰	30.0	30.0	
	前島	15.3	15.3	
	浜・溝尻	3.1	3.1	
	平	17.9	17.9	
	和田	17.8	17.8	
	小計	110.2	110.2	
工業港区	下福井・喜多	31.3	31.3	
	余部	39.5	39.5	
	喜多	0.0	1.2	1.2ha増
	小計	70.8	72.0	
特殊物資港区	大君	0.7	0.7	
	加津良	1.7	1.7	
	喜多	10.2	9.0	1.2ha減
	小計	12.6	11.4	
無分区	下福井・喜多	0.2	0.2	
	竹屋・松陰	0.2	0.2	
	小計	0.4	0.4	
合計		194.0	194.0	

变更案

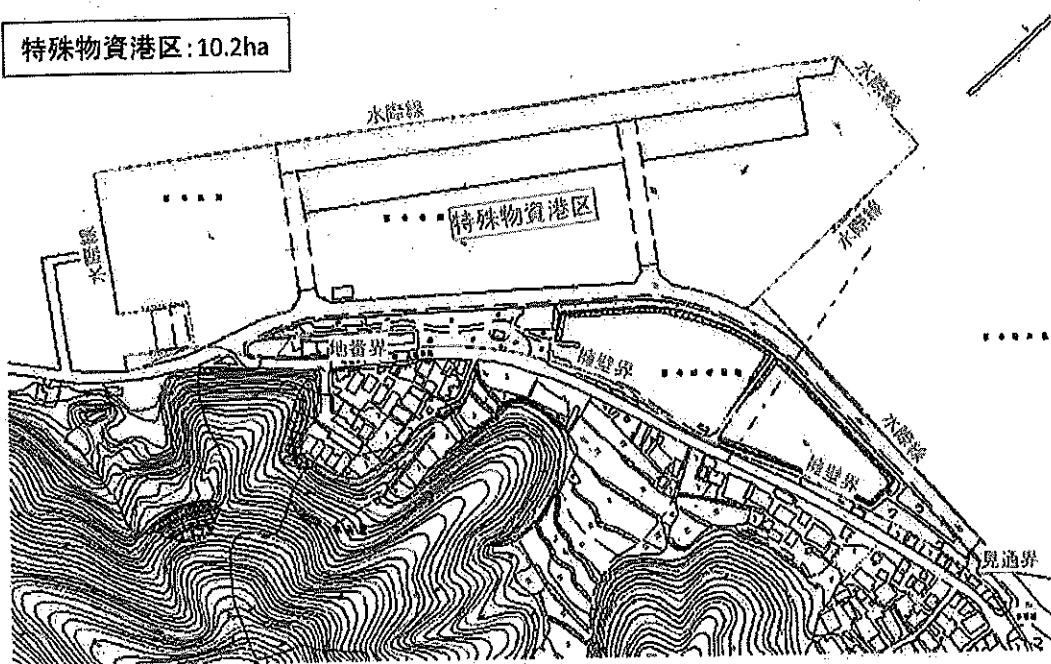
京都舞鶴港臨港地区指定図



舞鶴港臨港地区分区の変更前後対照図(喜多地区)

変更前

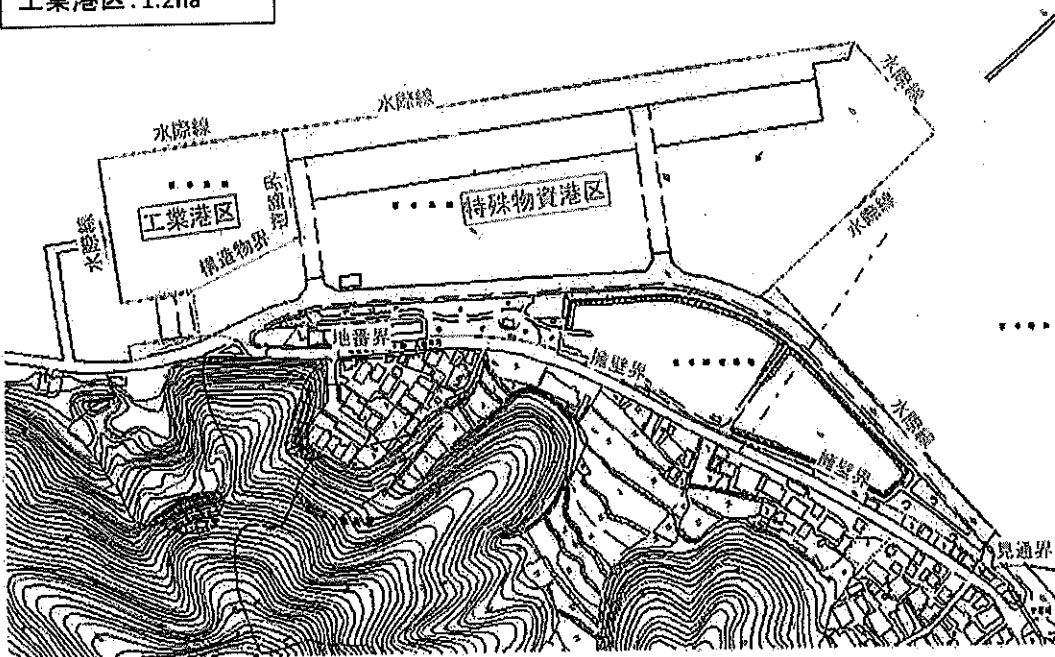
特殊物資港区:10.2ha



変更後(案)

特殊物資港区:9.0ha

工業港区:1.2ha



○舞鶴港および宮津港の臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例

昭和44年4月1日

京都府条例第23号

舞鶴港および宮津港の臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例をここに公布する。

舞鶴港および宮津港の臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき、舞鶴港および宮津港の臨港地区の分区の区域内における建築物その他の構築物の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止構築物)

第2条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、次の各号に掲げるもの以外のもの（知事が公益上やむを得ないと認めて許可したものを除く。）とする。

- (1) 商港区の区域内においては、別表第1
- (2) 工業港区の区域内においては、別表第2
- (3) 特殊物資港区の区域内においては、別表第3
- (4) 保安港区の区域内においては、別表第4

(昭53条例6・一部改正)

(罰則)

第3条 法第40条第1項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

(平21条例35・一部改正)

(規則への委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則（昭和53年条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に建設中の構築物に係るこの条例による改正後の舞鶴港および宮津港の臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第35号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(昭53条例6・平21条例35・平30条例14・一部改正)

- 1 法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（セメントサイロ、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設を除く。）
- 2 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、卸売市場開設事業、貿易関連業その他知事が指定する事業の用に供する施設
- 3 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設
- 4 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設
- 5 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他これらに類する施設
- 6 臨港地区内の分区の区域内の施設に従事する者（以下「港湾関連事業従事者」という。）のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設（法第2条第5項第10号に規定する施設を除く。）
- 7 旅館、ホテル及び飲食営業、物品販売業、物品賃貸業若しくは知事が指定する生活関連サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（以下「風俗営業等」という。）に該当するものを除く。）又は銀行業、協同組織金融業若しくは保険業の用に供する店舗
- 8 税関、地方整備局、地方運輸局、管区海上保安本部、警察署、地方入国管理局、検

疫所、消防署その他知事が指定する官公署の事務所

別表第2(第2条関係)

(昭53条例6・平21条例35・平30条例14・一部改正)

- 1 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
- 2 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業その他知事が指定する事業の用に供する施設
- 3 原料若しくは製品の一部の輸送に海上運送若しくは港湾運送を利用する製造事業又はその関連事業を営む工場及びこれらに附属する研究施設並びにこれらの附帯施設
- 4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第4項第5号に規定するバイオマス又はこれを原材料とする燃料(これらの全部又は一部の輸送に海上運送又は港湾運送を利用するものに限る。)を主なエネルギー源として発電に利用する施設及びこれの附帯施設
- 5 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他これらに類する施設
- 6 港湾関連事業従事者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設(法第2条第5項第10号に規定する施設を除く。)
- 7 港湾関連事業従事者の利便に供するための飲食営業又は日用品の販売を主たる目的とする物品販売業の用に供する店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(風俗営業等に該当する営業の用に供する施設を除く。)
- 8 税関、地方整備局、地方運輸局、管区海上保安本部、警察署、検疫所、消防署その他知事が指定する官公署の事務所

別表第3(第2条関係)

(昭53条例6・平21条例35・一部改正)

- 1 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(上屋、食糧サイロ、危険物置場、貯油施設及び給油施設を除く。)
- 2 海上運送事業、倉庫業、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業その他知事が指定する事業の用に供する施設
- 3 地方整備局、地方運輸局、管区海上保安本部、警察署、検疫所、消防署その他知事が指定する官公署の事務所

別表第4(第2条関係)

(昭53条例6・追加)

- 1 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第9号の3まで及び第10号の2

に掲げる港湾施設（危険物以外のための倉庫、貯木場、貯炭場、廃棄物焼却施設及び
廃油焼却施設を除く。）

- 2 消火施設その他の危険防止施設
- 3 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所
- 4 消防署その他知事が指定する官公署の事務所

答 申 (案)

(案)

平成30年11月14日

舞鶴港港湾管理者 京都府
代表者 京都府知事 西脇隆俊 様

京都府舞鶴港港湾審議会
会長 小谷 通泰

舞鶴港臨港地区の分区変更について (答申)

平成30年11月14日付け30港企第157号で諮問のあった舞鶴港臨港地区の分区変更について、異議ありません。